

市制施行 70 周年記念事業

私たちの暮らしと景観

～景観まちづくりをはじめよう～

プログラム

- 1 開会
- 2 「武蔵野市景観ガイドラインについて」
武蔵野市都市整備部まちづくり推進課
- 3 基調講演「景観を感じる心を育てる」
講師 石塚 雅明 (株)石塚計画デザイン事務所 代表取締役
- 4 パネリストからの話題提供

----- 休憩(10分) -----

14時
～
16時
30分

- 5 パネルディスカッション
「武蔵野らしい景観まちづくりと
景観ガイドラインの役割を考える」

コーディネーター

石塚 雅明

パネリスト

作山 康

芝浦工業大学教授、武蔵野市まちづくり委員会委員長

松下 希和

東京電機大学准教授、KMKa 一級建築士事務所共同主宰

南 賢二

NPO 市民まちづくり会議・むさしの 副代表

邑上 守正

武蔵野市長

- 6 閉会

質問
意見
カード

基調講演や
パネリスト
からの話題
提供に関する
質問・意見
をお書き
ください。

--	--

講師・コーディネーター・パネリスト紹介

講師・コーディネーター 石塚 雅明

(株)石塚計画デザイン事務所代表取締役。学生時代から歴史的景観の保存運動に関わった経験から、「まちの景観を育むのは市民」という考えを大切に、札幌市、横浜市、世田谷区、三鷹市などの景観まちづくりに取り組む。著書に『参加の「場」をデザインする』(2004年11月)など。

パネリスト 作山 康

芝浦工業大学環境システム学科教授(都市計画研究室)、武蔵野市まちづくり委員会委員長、戸田市都市景観アドバイザー等を多数歴任。都市計画や都市デザインの専門家として、東日本大震災の被災地の復興まちづくりや高齢化社会対応まちづくりに関する研究等を行っている。

パネリスト 松下 希和

東京電機大学未来科学部建築学科准教授。2000年～2006年横総合計画事務所勤務、現在はKMKa一級建築士事務所共同主宰。八王子市景観アドバイザー、川崎市都市景観審議会委員。建築や家具をはじめ、身の廻りの環境を形作る様々なものをデザインしている。

パネリスト 南 賢二

NPO 市民まちづくり会議・むさしの副代表。「武蔵野市都市計画マスタープラン」の策定(平成12年)をきっかけに、市民が主体的に行動し暮らしやすいまちを築いていくことを目的として立ち上げられたNPO法人に参加。景観ウォッチングや勉強会等を継続的に開催している。

「武蔵野市景観ガイドライン」(平成29年4月)の概要

はじめに

景観とは

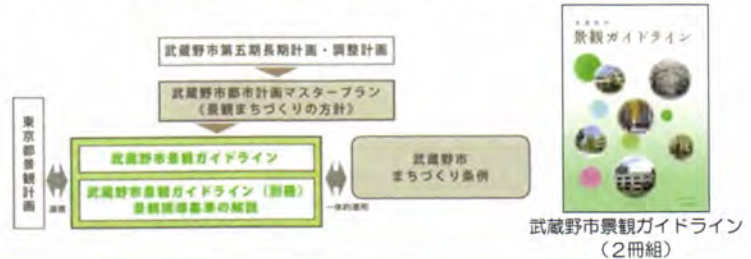
景観とは、建築物や道路、公園、樹木等により構成される、私たちが目にし感じているまちの様子や環境そのものを表す言葉です。

景観は人々によって共有されるものであり、多くの人が関わって育てていくべき市民共通の資産であると言えます。



景観ガイドラインの位置付け

景観ガイドラインは、「武蔵野市都市計画マスタープラン」(H23)に基づき、武蔵野市まちづくり条例を活用しながら運用していきます。



1 武蔵野市の景観の特性と課題

武蔵野市の景観の特性と課題を以下の4つに分けて整理しています。景観形成上の課題点としては、緑豊かな住宅地の形成や、周辺環境の調和した形態や色彩の建築物の誘導などが求められています。

(1) 景観資源の特性と課題

①歴史・文化、自然の景観



②まちづくりと連動した新たな景観



(2) 地域別の景観の特性と課題

①市街地特性ごとの景観



②三地域の特徴ある景観



2 景観まちづくりの方針

(1) 景観資源を活かしたまちづくりを進める

- ①引き継がれてきた歴史・文化、自然を活かした景観まちづくりを図る
- ②緑と水の景観ネットワークをつくる
- ③まちづくりと連動・調和した新たな景観資源を生み出す

(2) 地域特性を活かした景観形成を進める

- ①住宅地、商業業務地などそれぞれの特性を活かした景観をつくる
- ②吉祥寺地域、中央地域、武蔵境地域の特性を活かした個性ある景観をつくる

(3) 調和や総合性に配慮した景観形成を進める

- ①周辺と調和した景観形成を図る
- ②総合性を持って景観形成を進める
- ③歩いて楽しい景観をつくる

3 景観まちづくりの方針(地域別)

吉祥寺地域、中央地域、武蔵境地域の3つの地域別に、景観まちづくりの方針を示します。

吉祥寺地域では「商業業務地の活気を維持し景観に配慮した美しい街並みを進めていく」、中央地域では「良好な住宅地とともに、駅前の商業業務地などそれぞれが持つ魅力を活かし、バランスが取れたまちを目指していく」、武蔵境地域では「緑豊かでゆったりとした暮らしやすい住宅地の環境を維持・保全していく」等としています。

4 景観まちづくりの推進

市民等、開発等事業者及び市が、景観の特性や課題、目指すべき景観まちづくりの方針を共有し、その実現に向けて、長い時間をかけて取組みを進めていく必要があります。

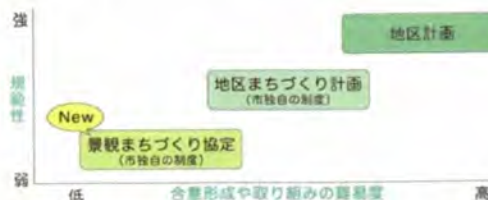
(1) 市民等主体の景観まちづくり

①身近にできる景観まちづくり

市民一人ひとりの景観まちづくりへの取り組みが一層進むよう、市民向けガイドラインの作成・活用や、景観に関する講座・ワークショップなどによる普及啓発、景観まちづくりに関する情報の発信を進めていきます。

②地区単位の景観まちづくり

地域の住民が主体となったまちのルールづくりの取り組みを進めていくため、「景観まちづくり協定」や「地区まちづくり計画」等の活用、アドバイザー派遣や助成金による支援などを行っていきます。



市民が主体となる地区単位のまちづくりの仕組み

- 「景観まちづくり協定」(景観のルールを地域(2敷地以上)で提案し、市に登録することができる制度)を、新たに設けました。
- ルール策定等の際に、専門家であるまちづくりアドバイザーの派遣が受けられるようになりました。



(2) 開発等事業者による景観まちづくり

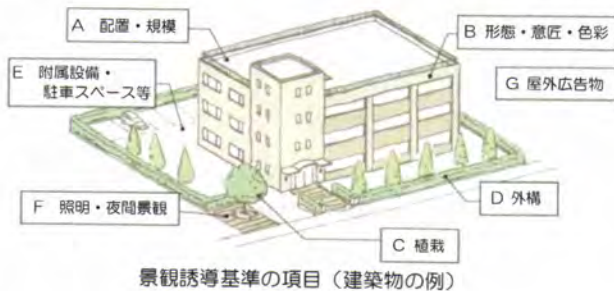
① 武蔵野市まちづくり条例に基づく景観の協議

まちづくり条例の協議において、一定規模以上の建築物の建築や開発行為等に対して景観の協議を行います。

景観誘導基準の区分

対象	規模	景観誘導基準	
		住宅地 (用途地域：商業地域以外)	商業業務地 (用途地域：商業地域)
建築物	一戸建ての住宅	I 建築物（一戸建ての住宅）の景観誘導基準	
	一戸建ての住宅以外の建築物	II 建築物（一戸建ての住宅以外）の景観誘導基準 〈住宅地〉	III 建築物（一戸建ての住宅以外）の景観誘導基準 〈商業業務地〉
自動車駐車場	500㎡以上	IV 自動車駐車場の景観誘導基準	
開発行為	都市計画法の許可を要するもの	V 開発行為の景観誘導基準	
工作物	・ 広告塔：高さ4m超 ・ 擁壁：高さ2m超 等	VI 工作物の景観誘導基準	

景観誘導基準は、主に下図のような項目について定めています。



協議に際しては、質の高い景観形成を図るため、景観検討会議にて景観専門委員への意見の聴取を行います。



② 事前調整要綱に基づく景観の誘導

武蔵野市まちづくり条例に基づく協議の対象とならない小規模な建築物（2階建て以下の戸建住宅等）については、景観配慮のチェックシートの提出により調整を行います。

対象	景観配慮項目
建築物	I 建築物の景観配慮項目
工作物	II 工作物の景観配慮項目

(3) 市が行う景観まちづくり

① 公共施設等の整備における景観の指針

公共施設等（道路や公園緑地、公共建築物など）が良好な景観形成を先導していくための指針を定めます。

- 〈道路等〉 景観舗装はデザイン・色彩等に配慮し、魅力的ある道路景観の形成を図る。
- 〈公園緑地・河川等〉 緑が感じられる交流の場として魅力ある景観を形成するよう整備する。
- 〈公共建築物〉 地域の特性や文化を踏まえ、市民が親しみやすく愛着と誇りが持てるデザインとなるよう整備していく。



② 総合性を持った景観の取組みの推進

- 〈緑化推進に関わる助成〉 接道部緑化や保存樹林に対する助成等を行っています。
- 〈放置自転車対策〉 放置自転車防止の指導、啓発、撤去等を進めています。
- 〈空き家対策の検討〉 空き家の適正な管理や利活用の推進について検討を進めていきます。

基調講演

「景観を感じる心を育てる」

(株)石塚計画デザイン事務所 代表取締役

石塚 雅明

今日のお話

景観の規制や誘導の基準だけでは、そのまちらしい景観は生まれない

そこに暮す人の身の回りの環境に対する意識が景観を左右

景観を感じる心によって景観の見え方や関わり方が変わってくる

心があるところに景観まちづくりがはじまる

そのまちらしさが感じられる景観まちづくりの事例とヒント